政令

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年七月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十三号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に、「、百分の八十」を「百分の八十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の七十」に改める。

第二十二条の二第一項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に、「第三項」を「第四項第一号、第五項及び第七項第一号」に改め、同条第三項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

5　法第四十九条の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年の合計所得金額とする。

6　法第四十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

7　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、三百四十万円）に満たない場合

二　第四項第二号又は第三号に掲げる場合

第二十二条の二の二第一項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「八十分の百」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百を同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第三市町村特例割合」という。）で除して得た割合」に改め、同条第二項第一号中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「八十分の二十」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第三十」を加え、「割合。」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百から同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第三市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合。」に改める。

第二十五条第一号中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に、「、百分の八十」を「百分の八十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の七十」に改める。

第二十九条の二第一項中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に、「第三項」を「第三項第一号、第四項及び第六項第一号」に改め、同条第二項中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

4　法第五十九条の二第二項に規定する所得の額は、予防給付対象サービスのあった日の属する年の前年の合計所得金額とする。

5　法第五十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

6　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、三百四十万円）に満たない場合

二　第三項第二号又は第三号に掲げる場合

第二十九条の二の二第一項中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に改め、「八十分の百」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百」を加え、「割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百を第三市町村特例割合で除して得た割合」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第一項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に、「第三項」を「第四項第一号、第五項及び第七項第一号」に改め、同条第三項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、同条第四項第一号中「零とする。」の下に「第七項第一号及び」を加え、同条に次の三項を加える。

5　法第四十九条の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年の合計所得金額とする。

6　法第四十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

7　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、三百四十万円）に満たない場合

二　第四項第二号又は第三号に掲げる場合

第二十二条の二の二第一項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「八十分の百」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百」を加え、「割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第三市町村特例割合」という。）で除して得た割合」に改め、同条第二項第一号中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「八十分の二十」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第三十」を加え、「割合。」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百から同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第三市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合。」に改める。